

郡山市行財政改革大綱2022

持続可能な未来(あす)を実現させる行財政改革

推進期間：2022年度～2025年度

郡山市

2022年3月

— 目次 —

1	郡山市行財政改革大綱2022の策定にあたって			
1-1	郡山市行財政改革大綱の必要性	p 2	(7) 気候変動	p 10
1-2	郡山市行財政改革大綱の位置づけ	p 3	(8) 新型コロナウイルス感染症	p 11
2	郡山市の現状と行政課題		(9) DX推進	p 12
2-1	郡山市の現状と行政課題		(10) 国の方針、郡山市行財政改革推進委員会の意見	p 13
(1)	人口減少	p 4	2-2 課題に対する考え方	p 14
(2)	職員数の推移と動向	p 5	2-3 課題へのアプローチ	p 15
(3)	財政状況	p 6	3 行財政改革の基本方針	
(4)	公共施設の老朽化	p 7	3-1 基本方針Ⅰ（基本理念、目指す姿、重点推進目標）	p 16
(5)	歳入の確保と資産の有効活用	p 8	3-2 基本方針Ⅱ（重点推進目標の取組事項）	p 17
(6)	多様な主体との連携・協働	p 9	3-3 基本方針Ⅲ（取組内容）	p 18
			参考 行財政改革関係の取組年表	p 28

行財政改革大綱とは

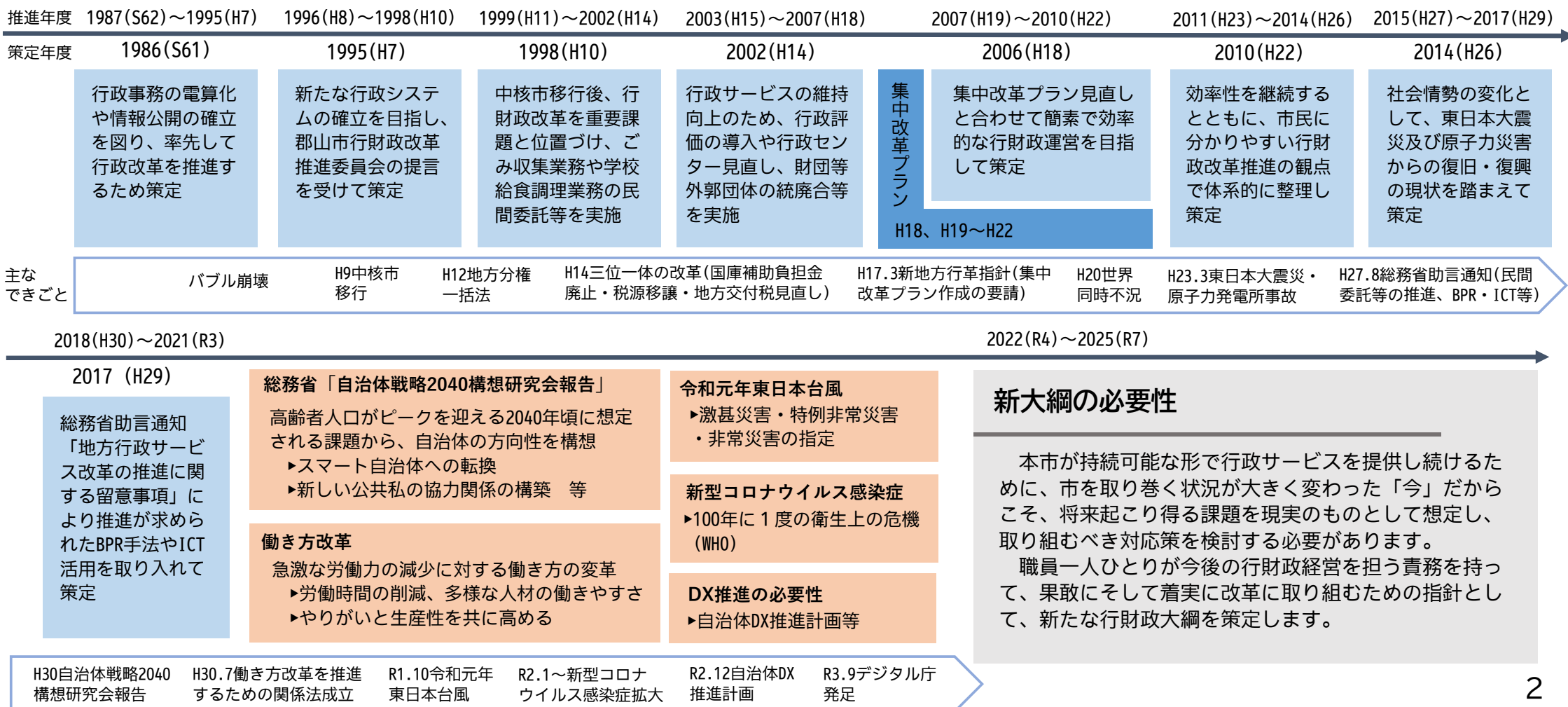
地方自治法第2条で、地方公共団体は「その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるようにしなければならない(第14項)」「常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない(第15項)」とされています。

郡山市行財政改革大綱は、この理念に基づき、社会変化に対応した効果的かつ効率的な行財政経営を実現するために、市が取り組むべき行政改革及び財政改革の方向性を示した基本方針です。

これまでの大綱策定

1986(昭和61)年12月に、郡山市行財政改革大綱策定以降、社会情勢や地域経済の変化等に応じて、大綱の改訂を行ってきました。組織・業務の効率化、定員・給与の適正化、民間委託・指定管理者制度の導入等に重点的に取り組み、厳しい財政状況を見据えて策定した集中改革プランでは、既存事業の廃止や統廃合、定員削減、地方公営企業見直し等を推進する必要がありました。

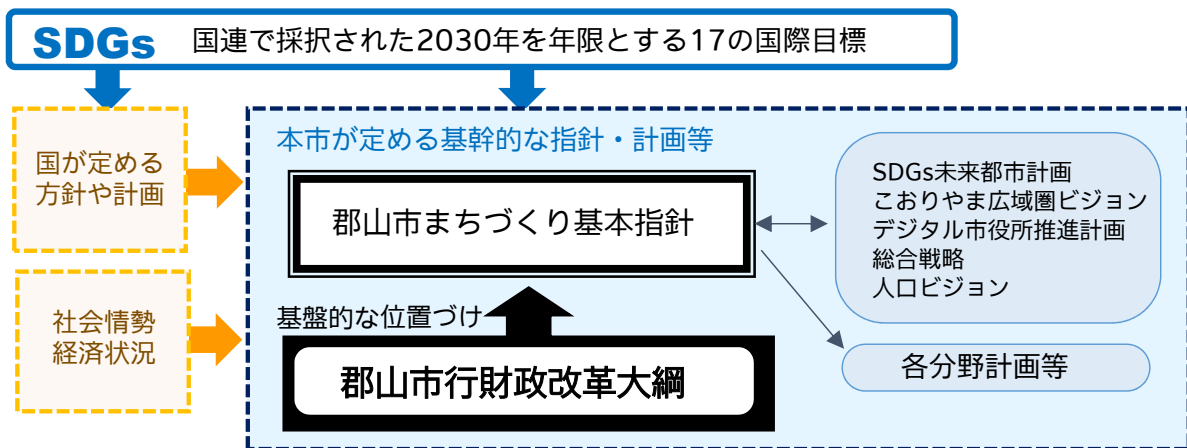
沿革



1-2 郡山市行財政改革大綱の位置づけ

市の方針・計画の中での位置づけ

市の基幹的な指針である「郡山市まちづくり基本指針」を支え、着実に推進するために必要な基盤的取組と位置づけています。「郡山市まちづくり基本指針」の将来都市構想とSDGs理念は共通するものとして関連付けており、郡山市行財政改革大綱においても理念を踏まえて整合性を図ります。



郡山市まちづくり基本方針

将来
都市像

みんなの想いや願いを結び、未来(あす)へと
つながるまち 郡山 ~課題解決先進都市 郡山~

SDGs未来都市 こおりやま



貧困、教育、気候変動、産業やジェンダーなど、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現のために全ての国が関わって解決していく目標であり、郡山市は2019年(令和元年)7月に「SDGs未来都市」に選定されました。

キーワード

持続可能

社会システムが安定的に営まれ、次世代に受け継がれて発展することが可能な状態

推進期間

▶新大綱の推進期間は「郡山市まちづくり基本指針」と合わせ、2022(令和4)年度から2025(令和7)年度までの4か年で推進します。

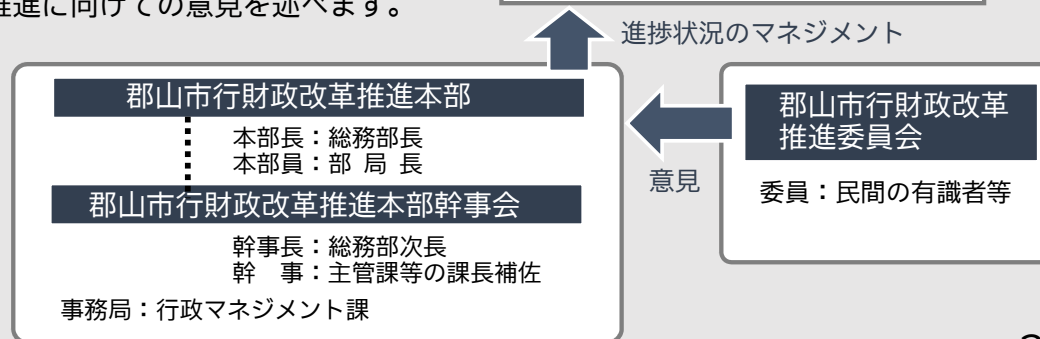
▶新大綱に基づく取組と達成時期を明確に示し、改革の進行管理を行うため、新大綱にあわせて「行財政改革大綱実施計画」を策定します。行財政改革大綱実施計画は、毎年度、活動や見直し状況等を検証し、進捗管理を行います。

	2022(R4)	2023(R5)	2024(R6)	2025(R7)
まちづくり基本指針	公共計画(8年)			
	行政計画(4年)			
行財政改革大綱2022	行革大綱(4年)			
行財政改革大綱実施計画	● 検証	● 検証	● 検証	● 検証

推進体制

▶行財政改革推進本部では、全庁的に行財政改革を推進するために、実施計画進捗状況の確認、見直し等を行います。

▶行財政改革推進委員会では、実施計画の進捗状況等を受け、各分野の立場から推進に向けての意見を述べます。



(1)人口減少

市の人口は、2009(平成21)年の335,308人をピークに、今後も減少し続けると推計されています。2020(令和2)年を起点に、20年前の2000年と20年後の2040年を比較すると、生産年齢人口は過去20年で24,462人減少に対し、今後20年では64,533人減少見込みであり、今後の減少が急激に進行すると推定されます。老年人口は、全体に占める割合が拡大し、今後も高齢化が拡大するものと見込まれます。

2020(令和2)年3月に改訂した「郡山市人口ビジョン」では、転入転出傾向や労働力状況などを調査し、人口減少の速度を抑制するために進学・就職・結婚・子育て期の転出超過傾向を緩和する施策と出生率の向上に向けた施策＝住みやすい・子育てがしやすいまちづくりのほか、様々な人が働きやすい・社会参加できる環境づくりの必要性が提起されています。

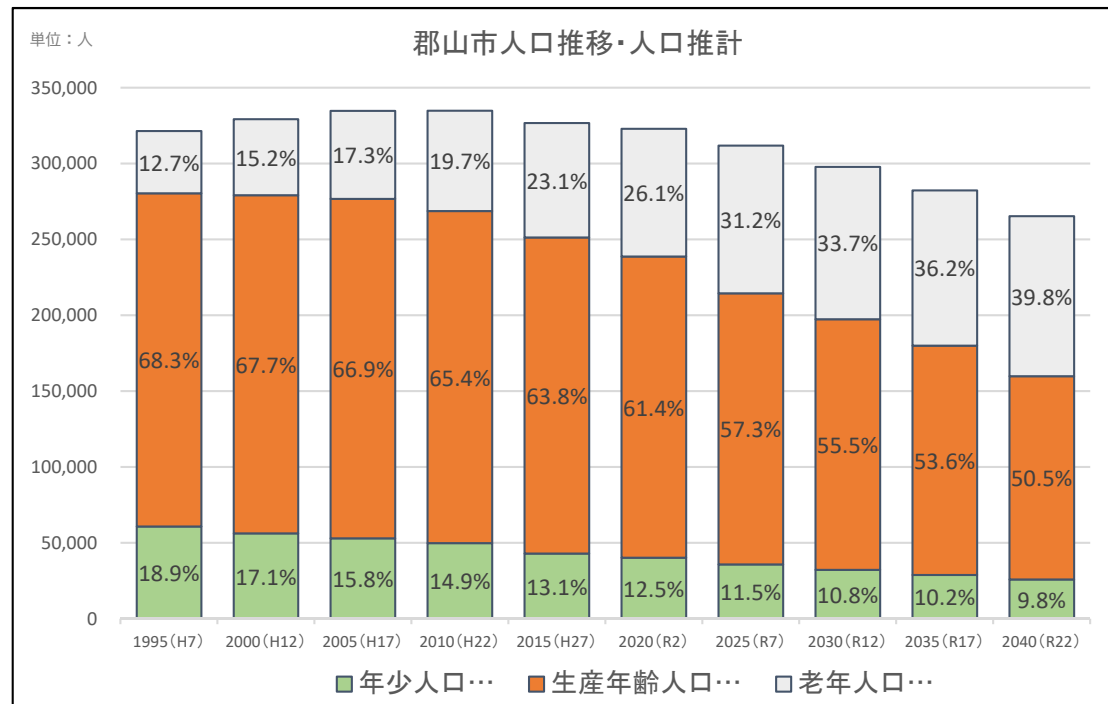
「郡山市人口ビジョン」抜粋

- ◆女性の就職・結婚・出産・子育て・子育て期終了後のライフステージの変化に応じた、多様な職場の確保や女性の雇用環境の改善が必要
- ◆人生100年時代を迎えつつある現在、高齢者世代が生涯現役で社会参加できる環境づくりが必要
- ◆様々な国籍の外国人の増加が予測される中、多様な価値観を持つ外国人が安心して日常生活を送り、その技能と能力を存分に発揮できるような環境づくりが必要

また、総務省「自治体戦略2040構想研究会報告」では、資源制約のもとでも地域住民が安心した生活を営む上で、行政のデジタル化や多様な主体をつなぐ自治体の役割等の必要性が報告されました。

総務省「自治体戦略2040構想研究会報告」抜粋

- ▶全ての自治体で若年労働力の絶対量が不足し、経営資源が大きく制約される。公的部門と民間部門で少ない労働力を分かち合う必要がある。
- ▶自治体が住民サービスを持続的、かつ、安定的に提供していくためには、AI等事務の効率化を図り、職員は職員でなければならない業務に特化する必要がある。
- ▶新たな公共私協力関係を構築する等により、従来の半分の職員でも自治体として本来担うべき機能が発揮でき、量的にも質的にも困難さを増す課題を突破できるような仕組みを構築する必要がある。



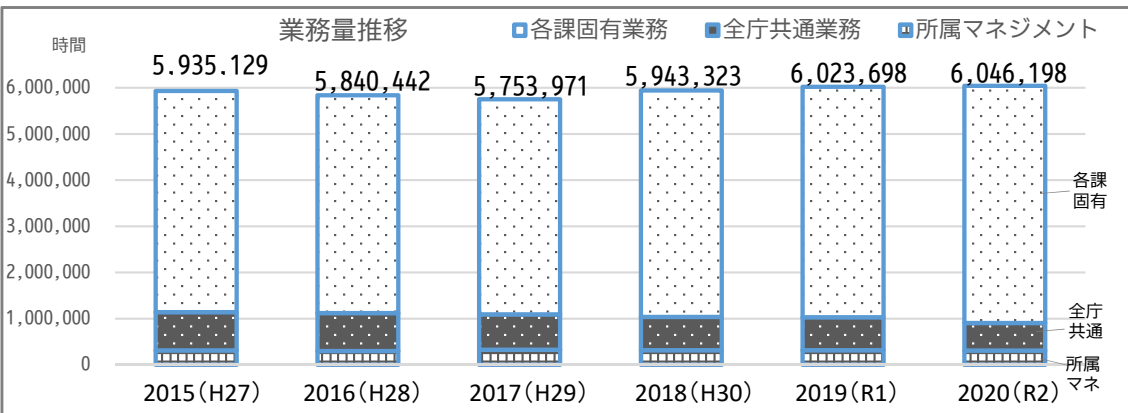
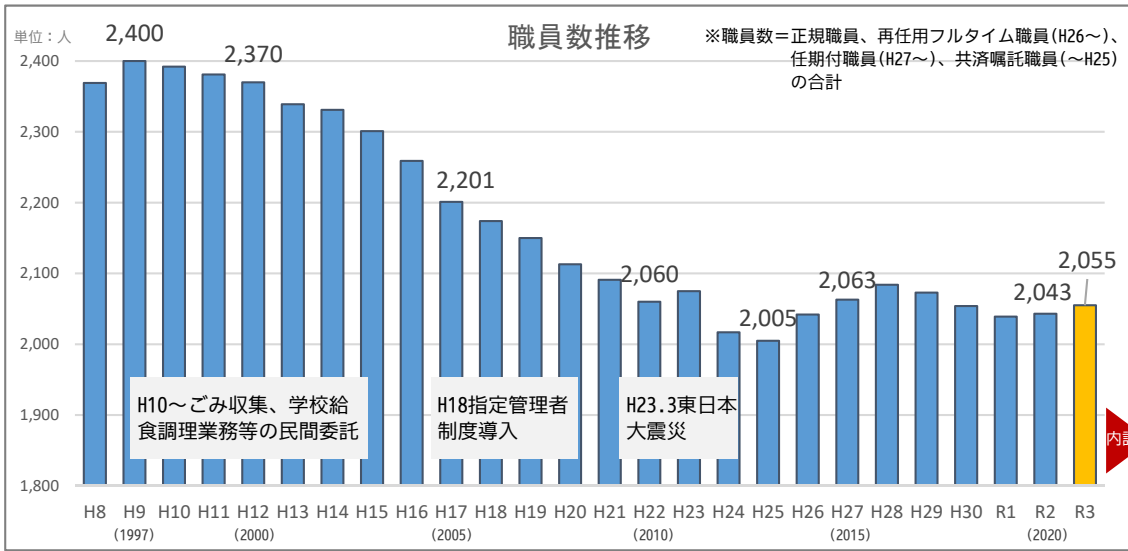
単位:人

年	住民基本台帳人口総数	年少人口 (0~14歳)	生産年齢人口 (15~64歳)	老年人口 (65歳以上)
1995 (H7)	321,462	60,776	219,719	40,967
2000 (H12)	329,244	56,294	222,932	50,018
2005 (H17)	334,766	52,994	223,808	57,964
2010 (H22)	334,858	49,822	218,907	66,129
2015 (H27)	326,808	42,950	208,420	75,438
2020 (R2)	322,996	40,308	198,470	84,218
2025 (R7)	311,868	35,838	178,725	97,305
2030 (R12)	297,828	32,236	165,213	100,379
2035 (R17)	282,343	28,817	151,223	102,303
2040 (R22)	265,375	25,899	133,937	105,539

※R2までは住民基本台帳年齢別人口

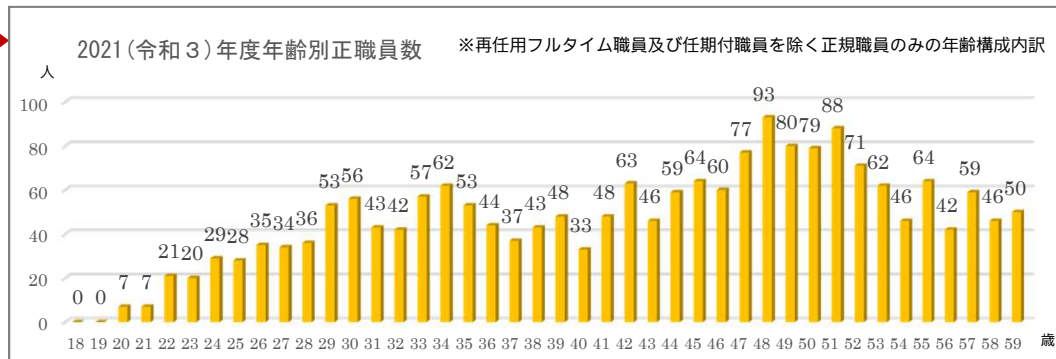
R7以降は国立社会保障・人口問題所準拠の推計人口

(2) 職員数の推移と動向



市の職員数は、中核市移行の体制整備や介護保険制度の開始に伴う増加後、民間委託や指定管理者制度の導入により抑制を図ってきました。これは、バブル経済崩壊後の国・地方の厳しい財政状況を背景に、歳出の抑制や行政サービスの民間参入を推進するために、定員管理計画及び集中改革プランに基づき定員の削減に取り組んできたものです。

しかしながら、東日本大震災以降は、復興関係業務や相次ぐ自然災害、老年人口増加による福祉部門の対象者増、子育て支援施策の拡充、新型コロナウイルス感染症などによる業務量の増加に対応した増員を図ってきたところです。



2021 (令和3) 年度年齢別正職員数を見ると、50歳前後の割合が多く、2023 (令和5) 年度からの定年引上げに伴い、60歳以上の職員数割合が増加することが見込まれます。業務の継続性を考慮するとともに、組織の活性化を図るための体制や採用計画、定年引上げ後の職員の豊富な知識と経験を活かすための配置や役割などを検討する必要があります。

これまで、年間を通じて業務量の変動に応じた人員配置への配慮や行政課題等の環境変化に対応する弾力的な配置を随時行うとともに、ICT活用やAI・RPAによる業務自動化、業務プロセスの見直し等を行ってきましたが、今後も業務効率化のさらなる推進が必要です。

また、市では「郡山市特定事業主行動計画」で職員の仕事と家庭との両立の実現を目指しており、健康で働きがいを得られる職場環境づくりも、今後の組織運営上で重要となる事項です。

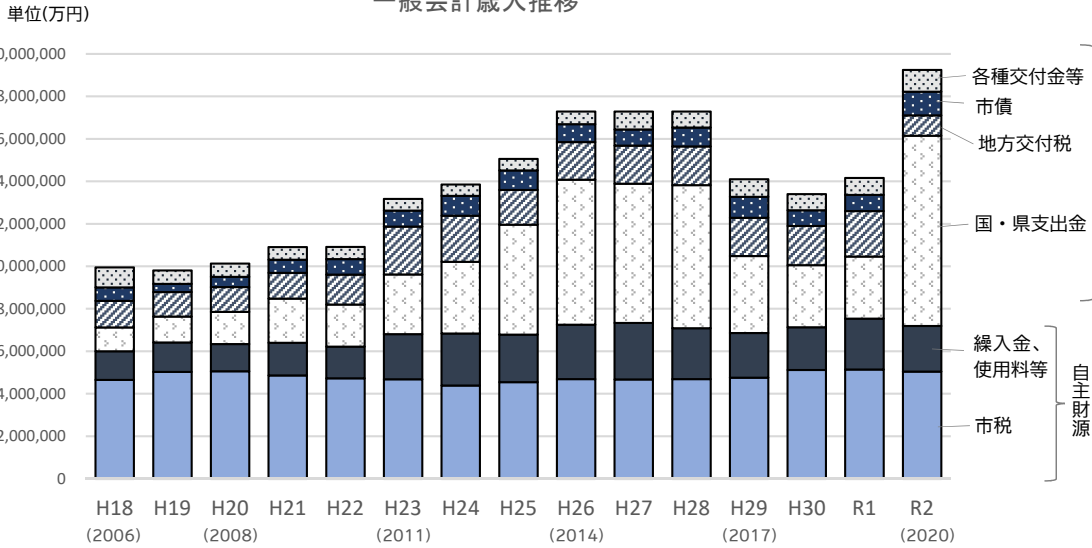
令和2年度中核市一般行政職員：市民千人当たりの職員数比較 (中核市市長会「都市要覧2021.3」)

順	市	職員数	順	市	職員数
1	豊中市	2.6	14	盛岡市	4.0
2	川口市、一宮市	2.8	15	長野市、久留米市、那覇市	4.1
3	柏市、岡崎市	2.9	16	甲府市、明石市	4.2
4	越谷市	3.0	17	福島市、松本市、呉市、長崎市	4.3
5	船橋市、金沢市、大津市	3.1	18	高知市	4.4
6	東大阪市、奈良市	3.2	19	青森市、八戸市、鳥取市	4.5
7	豊橋市、高槻市、枚方市、寝屋川市、西宮市	3.3	20	旭川市、秋田市	4.6
8	八尾市、尼崎市、高松市	3.4	21	いわき市、水戸市	4.7
9	富山市、岐阜市、豊田市、姫路市、倉敷市、鹿児島市	3.5	22	函館市	4.9
10	八王子市、福山市	3.6	23	佐世保市	5.0
11	山形市、川崎市、大分市	3.7	24	松江市、下関市	5.3
12	宇都宮市、松山市、宮崎市	3.8	25	福井市	5.4
13	郡山市、前橋市、高崎市、横須賀市、吹田市、和歌山市	3.9			

※赤字：面積や人口規模が類似する団体

(3) 財政状況

一般会計歳入推移



依存財源

自主財源

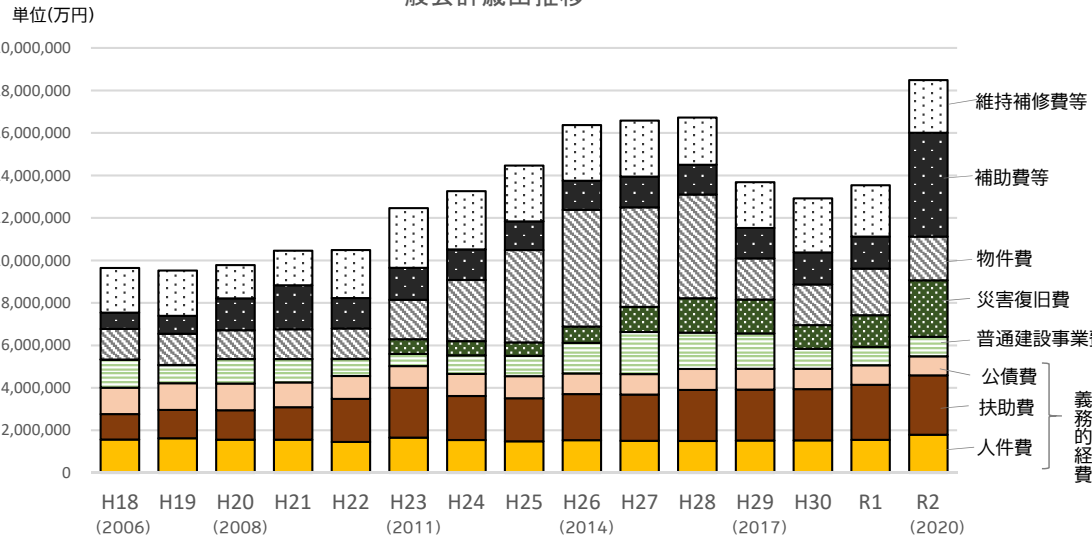
歳入状況は、東日本大震災以降、国・県支出金の拡大から事業進捗による縮小へと推移してきました。2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策の国・県支出金が拡大し、自主財源の最も多くを占める市税は10億円近く減、自主財源の割合は37.4%に縮小しました。

新型コロナウイルス感染症による企業の業績や世帯所得の低下等の課税額減の影響は、2020年中の収入に基づき2021(令和3)年度の市民税や法人市民税が課税されることを考慮すると、今後の歳入にも影響を与えるものと考えられます。

◆自主財源の額

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市税	465.6	503.8	506.2	486.8	473.6	468.7	439.6	455.1	469.5	467.9	469.8	476.3	512.8	514.6	504.8
繰入金、使用料等	135.0	138.2	128.7	153.6	148.9	213.0	244.8	223.7	256.6	266.1	239.1	210.4	200.6	239.5	215.1

一般会計歳出推移



◆義務的経費の額

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
扶助費	119.7	133.0	139.2	152.6	202.8	234.9	207.5	202.9	216.5	218.0	240.5	239.6	241.1	259.0	279.9
人件費	282.0	289.3	282.1	274.1	253.4	268.5	259.0	253.2	252.1	247.5	249.2	250.5	249.3	248.2	269.5
公債費															

歳出状況は、東日本大震災以降、災害復旧費や物件費(委託料等)の拡大から事業進捗による縮小へと推移してきましたが、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症の特別定額給付金事業により補助金等が約488億円を占めました。

扶助費の急速な伸びも継続しており、2008(平成20)年度と2020(令和2)年度を比較すると約2倍に増加しています。今後も扶助費は増加傾向となる見込みですが、子育て世帯や高齢者世帯、生活に困っている方、障がいを持った方などを支援し、社会全体で市民の生活を支えるために必要な費用であるため、市民生活の基盤維持を図りながら、既存事業のゼロベースからの見直しや国・県補助金等の積極的な活用に努めています。

自主財源：地方公共団体が自主的に収入できる財源のことをいい、市税、負担金、使用料、財産収入、寄附金などで構成。歳入に占める自主財源の割合が財政運営の自主性や安定性を示す

依存財源：国や県から交付される金額や割り当てられる収入

国・県支出金：国や県から使途を指定して市に交付される負担金、補助金、交付金

義務的経費：市の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意で削減できない経費をいう。義務的経費の割合は財政の弾力性を示し、比率が高いほど財政の硬直度は高まるとされている。

扶助費：社会保障の一環として生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて実施する給付や各種扶助に係る経費

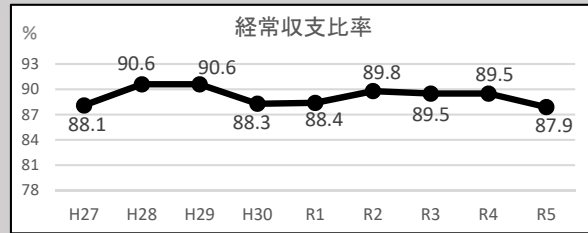
公債費：地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費

健全化判断比率

財政指標	2018(H30)	2019(R1)	備考
実質赤字比率	- (△5.83%)	- (△6.80%)	実質赤字額が発生していない
連結実質赤字比率	- (△23.30%)	- (△25.14%)	実質赤字額が発生していない
実質公債費比率	5.0%	4.3%	中核市22位→21位
将来負担比率	- (△27.5%)	- (△26.1%)	実質的な負債額が発生していない

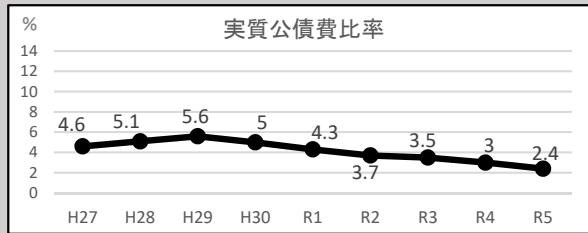
- ▶財政健全化判断比率の4つの指標は、いずれも健全に推移
- ▶しかし、扶助費が増加傾向にあるため、郡山市中期財政計画で経常収支比率は年々硬直化していくものと推計されています。

基本指標の実績・推計(R2以降推計)「郡山市中期財政計画」



人件費・扶助費・公債費等の義務的経費に、地方税・地方交付税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを表す。経常収支比率が高いことは財政構造の弾力性が低いことを示す。市町村では75%程度が適正と言われている。

注意 扶助費増により硬直化のおそれ



収入に対する1年間で支払った借入金返済額などの大きさを指標化し、資金繰りの程度を示すもので、25%を超えると早期健全化計画の策定を行い、財政の健全化を図ることとなる。

良化 借入分の償還が進み、良化へ

出典「決算の概要」「各年度郡山市の決算」「財政状況資料集」「郡山市中期財政計画」

(4) 公共施設の老朽化

建築年別の主な公共施設

1968 (S43)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	
市役所 第3中台 中戸小更 舎・生熱 小・行園 山開徳 田成小湖 市山・南 営野高公 住球瀨民 宅場小館	永盛東 山小 桃田 見野開 台成二 球成二 保場小	学赤大合 校木成体 給小育 小野盛 保小野 中保保 保館館	資うね 富技行二 田場健コ 湖・久保 桃、大 鶴見湖成 中見台南 小地地 公桑片柴 民野平 保小保 館館	富久成ん 山安田か 保積保く 南、ブ 西地障ラ 宮公者、 西・福高 市富社瀨 堂田セ地 小タ公	河内民駅 リ化口チ セ広ヤコ ン喜ン場 富セ久タ 田田富 久地大 公保公 公保公	朝日瀨 が莊喜 久中 久中 富田 安山 東積 セ所 タユ ラ西 ウ部 中ク 体、 育希 熱学ス 海校熱 第二学 中習中 柳筵給 橋分食 保校セ	福保 大槻積 安行湖 少湖群 美術館 西梯部 田熱青 村少公 片平喜 喜久和 田田和 保田民 地サ 野合 鳥地 森卸 科学 学習 市場	磐梯青村 少年民 富久河 山内 緑八郡 山山久 正流ス あ 西正流 雄せ 健れ域 い行ふ 興い行 地中興 片ンン 第公駐 一民車 小セ館 場館

主体建築40年以上

30年以上

20年以上

1965(昭和40)年の市町村大合併の後から様々な公共施設の整備を行い、これらの施設のうち60%以上は建築から30年以上が経過しており、今後、一斉に更新時期を迎えることとなります。公共施設を市民が安全に利用し、公共サービスの持続性を確保するため、2015(平成27)年度に策定された「郡山市公共施設等総合管理計画」に基づき、統廃合や複合化、長寿命化などの施設保全を計画的に進め、持続可能な維持管理の実現に努めることとしています。

有形固定資産減価償却率 60.3%

割合が高いほど資産の取得から年数が経過していること(老朽化)を示す。

総量縮減額

総量縮減額累計	
延床面積	△12,455.4㎡
縮減額	41.1億円

- ・総量縮減額は、「郡山市公共施設等総合管理計画」を開始した2015(平成27)年度から2019(令和元)年度までを対象に算出
- ・延床面積は、郡山市公共施設等総合管理計画の更新費用基礎の2014(平成26)年度比較で算出

出典「郡山市公共施設等総合管理計画」「令和2年度郡山市公共施設白書」

(5) 歳入の確保と資産の有効活用

市税等の収入確保

現年度収納率の推移

税目	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)
市税	98.94%	99.07%	99.13%	98.58%
国民健康保険税	88.17%	89.31%	88.34%	89.38%
保育料	99.50%	99.38%	99.24%	99.25%
市営住宅使用料	95.92%	93.72%	94.88%	97.03%

安定的な財政基盤を確保するため、市税等収入は重要な自主財源であり、収納率の向上に取り組んでいます。また、公正・公平性を確保するため、滞納分に対する債権差押や自動音声電話催告、個別の滞納整理計画の設定なども実施しています。

納付方法の拡大

市税等の納付に関しては、市の窓口及び金融機関窓口での収納、口座振替納付、コンビニエンスストアでの納付のほか、キャッシュレス決済等にも対応した納付方法の拡大を推進してきました。

また、2021(令和3)年1月には、窓口で支払う各種手数料や施設使用料についても、各種電子マネー等のキャッシュレス決済を開始しました。

今後も納付の利便性向上を図るとともに、市民への周知に努めていく必要があります。

- ▶2019(令和元)年度 電子納税できる地方税共通納税システムを導入
- ▶2020(令和2)年度 スマートフォン決済アプリによる納付開始(R2.4)
手数料・施設使用料などのキャッシュレス決済開始(R3.1)
WEB口座振替受付サービス開始(R3.3)
- ▶2021(令和3)年度 市税のクレジットカード・インターネットバンキング納付開始(R4.1)

公有資産の有効活用

市の土地や建物等の資産を経営資源ととらえ、「郡山市公有資産活用ガイドライン」に基づき、資産の有効活用を推進しています。

また、広報紙・市ウェブサイト・冊子等の広告掲載、広告入封筒の無償提供、公共施設のネーミングライツ事業などにより、地域経済の活性化を図るとともに、効果的かつ効率的な財源を確保に努めています。

資産活用の推移

項目	2017年度 (H29)	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)
未利用財産売却件数	2件	3件	1件	2件
自動販売機貸付件数	75台	82台	101台	99台

広告事業 2021(令和3)年度時点

印刷物

- ▶広報こおりやまへの広告掲載
- ▶「郡山市暮らしのガイドブック」協働発行事業
- ▶広告入り事務用封筒、広告入り窓口封筒の無償提供
- ▶こおりやま男女共同参画情報紙「シンフォニー」への広告掲載
- ▶「郡山市農業委員会だより」への広告掲載
- ▶「猪苗代湖ガイドブック」への広告掲載
- ▶「保健福祉サービス総合案内冊子」への広告掲載
- ▶「マタニティストラップ」の無償提供
- ▶「郡山市空き家情報冊子」の官民協働発行

ウェブサイト

- ▶郡山市ウェブサイトへのバナー広告掲載

庁舎案内広告、番号案内表示モニター

- ▶郡山市庁舎案内モニターの無償提供
- ▶市民課番号札発券・案内システムの無償提供

ネーミングライツ

- ▶ヨーク開成山スタジアム
- ▶郡山しんぎん開成山プール
- ▶けんしん郡山文化センター
- ▶宝来屋 郡山総合体育館
- ▶郡山ヒロセ開成山陸上競技場

(6)多様な主体との連携・協働

民間活力の活用

公共サービスの受け手であった多様な主体（民間事業者等）が提供側へ参画することで、より満足度の高いサービス提供やコストの削減を図るため、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の導入などを推進してきました。

2018(平成30)年度にPPP/PFI可能性リスト及び指定管理者制度導入計画の公表、2019(令和元)年度に指定管理者による自己評価導入、2020(令和2)年度に情報発信事業者登録制度(官民共奏マッチング)開始など、行政としての責任を確保しながら民間活力の活用を積極的に推進し、市民サービスの向上につなげるため、制度の充実に努めています。

PPP (Public Private Partnership : 官民連携) とは

行政と多様な構成主体との連携によるサービス等の提供であり、民間委託、PFI、指定管理者制度、民営化などの事業手法とともに、行政課題に対する地域等との協働の取組み（補助、助成含む）などを含めた手法の総称

- ◇ 負担金・補助金
- ◇ 業務委託（仕様発注方式、性能発注方式）
- ◇ 包括業務委託（仕様発注方式、性能発注方式）
- ◇ 指定管理者制度
- ◇ デザインビルド方式
- ◇ DBO (Design Build Operation) 方式
- ◇ PFI方式
- ◇ 他の機関との連携（事業連携等）

指定管理者制度導入施設数推移

2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)	2021(R3)
52	65	65	66	66

自治体間の広域連携

将来にわたり活力ある圏域を維持するため、2019(平成31)年1月に郡山市と14市町村が連携協約を締結し、2019年10月には二本松市、2022(令和4)年2月には磐梯町を加え、17市町村でこおりやま広域連携中枢都市圏を形成しました。

圏内市町村の人口ビジョンを考慮し、長期的に圏域で50万人以上を維持することを人口目標とし、様々な事業連携を推進しています。

令和元年東日本台風で実施された圏域内相互支援を契機として「こおりやま広域圏対口支援」のスキームも形成しました。

2022(令和4)年3月現在

郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町



連携協定

官と民とのネットワークにより双方の経営資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域の活性化や市民サービスの向上、行政経営の効率化を図るため、市と民間事業者、大学など多様な主体と協定等に基づく連携を推進しています。

- ▶人事 職員派遣や相互人事交流 など
- ▶事業 各種事業の支援協力、普及啓発 など
- ▶包括 施策推進等に係る包括連携協定
- ▶災害 生活必需品の供給協力、避難所運営協力 など

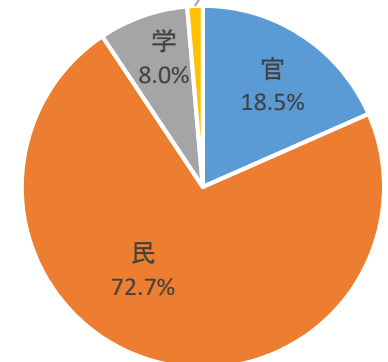
協定数推移

年度末協定数	2017(H29)	2018(H30)	2019(R1)	2020(R2)
	208	232	275	287

2021(令和3)年12月1日現在連携協定等

協定種別	協定数	相手方区分			
		官	民	学	その他
人事	17	9	8		
事業	92	11	67	11	3
包括	45	15	19	11	
災害	135	18	114	1	2
合計	289	53	208	23	5

相手方区分別内訳



(7) 気候変動

近年、国内では平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨など、甚大な被害が相次ぎ、豪雨や台風による洪水氾濫、土砂災害が頻発しています。特に、令和元年東日本台風は、関東から東北地方を中心に広範囲にわたって被害が発生し、本市においても阿武隈川の水位が過去最高を記録し、甚大な被害をもたらしました。気象庁の観測によると日本の降水量200mm以上の大雨の年間発生日数は増加傾向を示し、大雨の頻度の増加や強度の増大が起きることが予測されています。

気候変動への対策

気候変動により、豪雨災害や猛暑といった直接的なリスク上昇だけではなく、気温上昇による水稲や果樹等の農業分野や、サプライチェーンの維持等企業活動の継続リスク、自然環境の変化による飲食業や観光業など、様々な分野への影響が懸念されます。

そのため、2021(令和3)年3月に策定した「郡山市気候変動対策総合戦略」では、脱炭素社会の実現とSDGsの達成を目指し、市として気候変動の原因と考えられている温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」と気候変動の影響に対応し被害を最小化・回避する「適応策」を両輪とした対策を推進することとしています。

様々な主体との連携

気候変動の対応については各分野にわたるため、組織的に取組を進める必要があります。また、市民や民間事業者、地域団体等の理解と協力が不可欠であるため、行政と各主体と連携した取組を推進していく必要があります。

郡山市

災害対策の取組

郡山市国土強靱化地域計画
郡山市地域防災計画
郡山市水防計画
郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン
など

環境対策、まちづくり、施設保全の取組

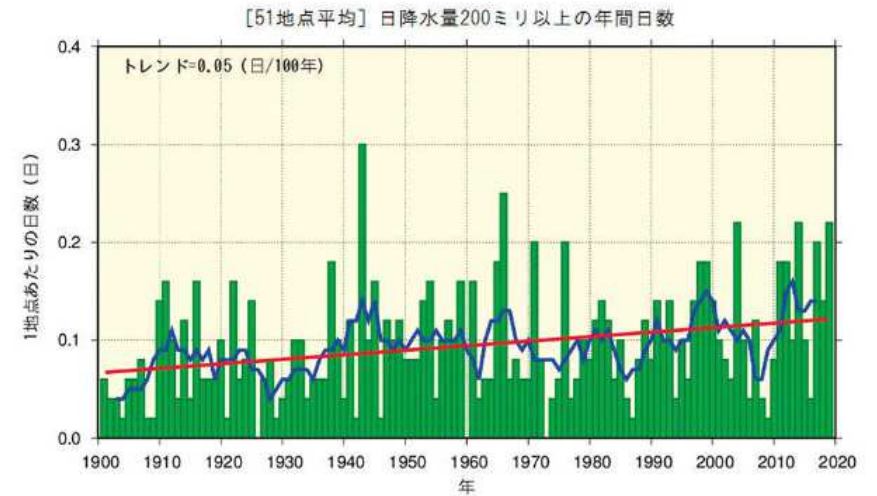
郡山市気候変動対策総合戦略
郡山市環境基本計画
郡山市一般廃棄物処理基本計画
郡山市循環型社会形成推進地域計画
郡山市低炭素まちづくり計画
郡山市都市計画マスタープラン
郡山市立地適正化計画
郡山市緑の基本計画
郡山市上下水道ビジョン
郡山市公共施設等総合管理計画
など

普及啓発

市民・民間事業者等



日降水量 200 ミリ以上の年間日数の変化



棒グラフ(緑)は1地点当たりの各年の日降水量200ミリ以上の年間日数。年ごと、あるいは青線(5年移動平均)で示される数年ごとの変動を繰り返しながらも、赤線で示されるように長期的に大雨の頻度は増加している。

(8)新型コロナウイルス感染症

2019(令和元)年12月に中国湖北省武漢市で確認された新型コロナウイルス感染症は、その後、全世界に拡大し、人々の生命及び健康に大きな被害をもたらしました。国内においては、学校休校やイベント開催及び公共施設利用の自粛、移動抑制のお願いなど、社会や地域経済の多方面に影響を与えました。また、日常生活と感染防止対策を両立していくための「新しい生活様式」の実践が進み、人々の生活や行動にも大きな変化を及ぼしています。

行政サービスの見直し

「2021年度市民意見リーダー」で郡山市在住の満18歳以上の1,500人を対象に、新しい生活様式の実現について調査したところ、「感染対策の観点から必要だと思う行政サービスは？」に対しては、来庁しなくとも完結できる手続きのニーズが高まりの見える結果となり、郡山市でコロナ禍前から行ってきた電子申請や証明書コンビニ交付の件数も大きく増加しました。

項目	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)
「ふくしま県市町村共同電子申請システム」を活用した投稿や本人確認不要の届出、アンケートなどの電子申請利用件数※	10,026	20,881	32,923
証明書コンビニ交付件数	5,299	7,098	13,073

※市民向け電子申請の利用件数

次に、「安心して行政サービスを受けるために重要な対策は？」に対しては「手続き簡素化や事前申請による対応時間短縮」が最も多く、対面・書面前提の手続きを改めて再検討し、オンライン申請を含めた申請方法の見直しなど、手続きの簡素化が今後より一層必要となります。

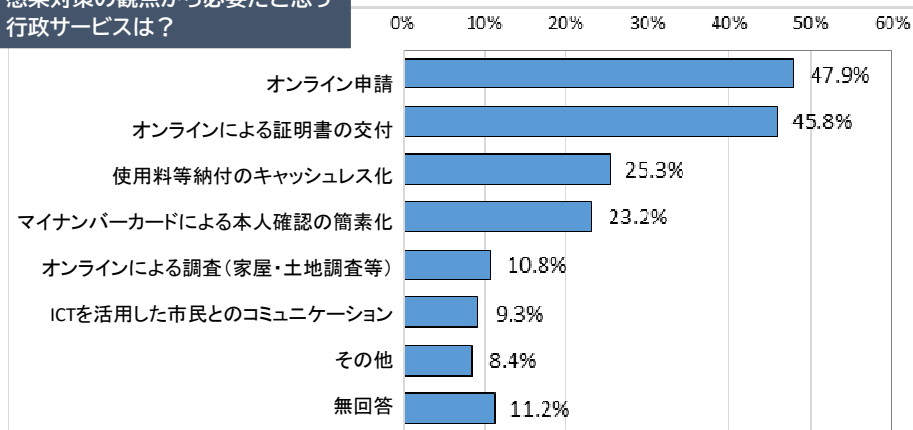
働き方の変化

全国でテレワークの推進が進む中、郡山市でも2020(令和2)年4月からセキュリティを確保した専用端末機を各課へ配付し、テレワークの導入を開始しました。また、対面や集合を避ける感染防止の観点から、オンライン打ち合わせやWEB会議等の活用、窓口等のパーテーションの設置などを進め、新しい生活様式を実践した業務形態に変容しています。

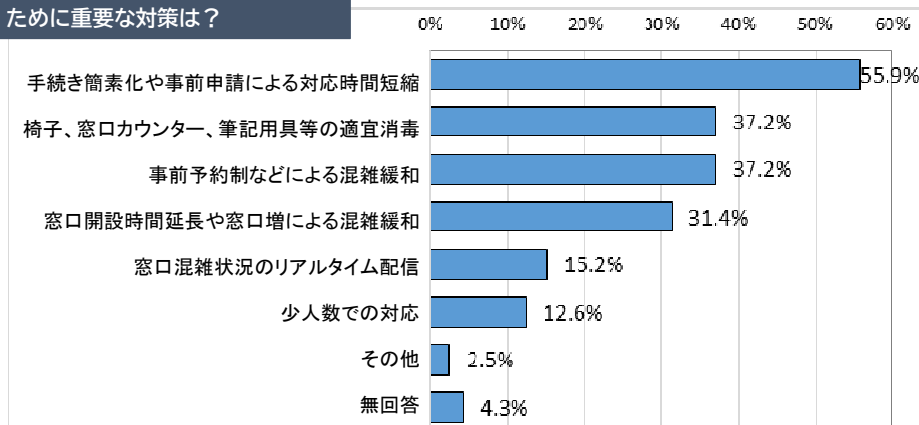
新しい生活様式 「福島県『新しい生活様式』実践ポスターピクトグラム(抜粋)」



感染対策の観点から必要だと思う行政サービスは？



安心して行政サービスを受けるために重要な対策は？



(9)DX推進

郡山市におけるデジタル利活用による行政サービス

郡山市では、インターネットやマイナンバーカードなどを活用し、市民サービスの利便性向上に努めてきました。

- ▶2004年 「ふくしま県市町村共同電子申請システム」を活用して市民提案の投稿や本人確認不要の届出、アンケートなどを開始
- ▶2014年 「公共施設案内・予約システム」によるインターネット予約開始
- ▶2015年 マイナンバーカードを利用した住民票の写し等のコンビニ交付開始
- ▶2017年 マイナンバーカードを利用して児童手当など一部の行政手続きが申請できるマイナポータル（政府が運営するオンラインサービス）の運用開始 など

行政のデジタル化の進展

日本で「DX（デジタル・トランスフォーメーション）」が広く認知されるようになったのは、2018(平成30)年に経済産業省が発表した「DXレポート」でリスクの警鐘が論じられたことがきっかけとされています。

行政分野においてもデジタル技術を用いて変革を図るため、2019(令和元)年5月には「デジタル手続法」が公布され、行政のデジタル化に関する基本原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）が定められました。

自治体のDX推進の加速

新型コロナウイルス感染症流行後、全国の自治体で、感染症対策や特別定額給付金事務において利用者視点での情報システム構築が不十分であるなど、デジタル化の遅れが顕在化しました。また、ワクチン接種受付事務ではインターネット予約に高齢者が苦慮し、デジタル情報や機器の利用に対する支援、簡易な手続き設計の必要性などが課題となりました。

そのため、2020(令和2)年12月に総務省「自治体DX推進計画」が策定され、自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化などの重点取組方針が示されました。

利用者（市民）本位でのサービス設計とすることを意識し、誰もが恩恵を享受できるデジタル化により行政サービスや組織のあり方等の変革が必要となっています。

<国の関連法令等>

2001年1月	H13	「IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」を制定するとともにIT戦略本部を設置してIT基盤の整備を開始
2013年5月	H25	マイナンバー制度を導入する番号関連4法が公布
2017年5月	H29	「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」で、市町村が特に関連する事項に、行政手続等のオンライン化原則、オープンデータの促進、マイナンバーカードの普及・活用、利用の機会等の格差の是正（デジタルバйд対策）などが提示
2019年5月	R1	「デジタル手続法」公布され、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のために必要な事項が定められた。
2020年12月	R2	「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」においてデジタル社会の目指すビジョンが示され、デジタル・ガバメント推進を加速するため「デジタル・ガバメント実行計画」が改訂。「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」で制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく自治体のDX推進が示された。
2021年5月	R3	デジタル関連6法が成立 ①デジタル社会形成基本法…先進技術を活用したデジタル社会の形成を推進 ②デジタル庁設置法 ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 …個人情報の保護に関する関係法律を整備し、行政手続きのオンライン化を推進 ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録に関する法律 ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律 …マイナンバーを利用し、公的給付に登録口座の利用や口座情報の管理を可能とする ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 …主要17業務において、国の基準に適合した情報システム利用を自治体に義務付け
2021年9月	R3	デジタル庁発足

行政のデジタル化基本原則

デジタルファースト：各種手続きのオンライン原則の徹底
 ワンスオンリー：一度提出した情報は二度提出せずにすむようにする
 コネクテッド・ワンストップ：民間サービスとの連携も含めたワンストップ化

DX

進化したデジタル技術を浸透させることで、人々の生活をよりよいものへ変革させること

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針(2020年12月閣議決定)
 「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」

(10)国の方針、郡山市行財政改革推進委員会の意見

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2020抜粋

- ▼次世代型行政サービスの強力な推進
 - ・国・地方を通じたデジタル基盤の統一・標準化を早急に推進する。
 - ・行政手続きのオンライン化やワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に推進
- ▼オープンデータ化の推進
 - ・データ解析やAIを活用した行政サービス推進のため、オープンデータ化を推進
- ▼デジタルトランスフォーメーションの推進
 - ・新たな日常の定着・加速に向け、社会全体のDXの実装を加速する
 - ・誰もがデジタル化の恩恵を受けられる体制を整備し、デジタル格差対策を推進
- ▼新しい働き方・暮らし方
 - ・少子化対策、女性活躍及び働き方改革の相互連携を図る。
- ▼公共サービスにおける民間活用
 - ・民間資金やノウハウを積極活用し、多様なPPP/PFIを推進する。
- ▼持続可能な地方自治体の実現
 - ・広域連携や効率化を加速化させる。

経済財政運営と改革の基本方針(骨太の方針)2021抜粋

- ▼官民挙げたデジタル化の加速
 - ・デジタル・ガバメント実行計画に従い行政のデジタル化を強力に推進する。
- ▼包摂的な社会の構築
 - ・多様な共助・公助の担い手の連携を強化し、困っている人にプッシュ型の支援を提供する。
- ▼財政健全化の堅持
 - ・将来の子ども達に負担を先送りすることのないよう、安定的な財源を確保する。
- ▼共助・共生社会づくり
 - ・アウトリーチ型支援体制の構築などを進め、支援を求める声を上げやすい社会へ、官民一体で取組を推進する。
 - ・官-民-NPO等の取組の連携を強化し、人と人とのつながりを実感できる地域づくり
- ▼多様な働き方の実現
 - ・労働時間削減の働き方改革フェーズⅠに続き、働く人がやりがいと生産性を共に高められるフェーズⅡの働き方改革を推進する。
- ▼見える化改革
 - ・地方財政改革及び地方行財政の「見える化」を引き続き推進する。

骨太の方針 政権の重要課題や翌年度予算編成の方向性を示す方針

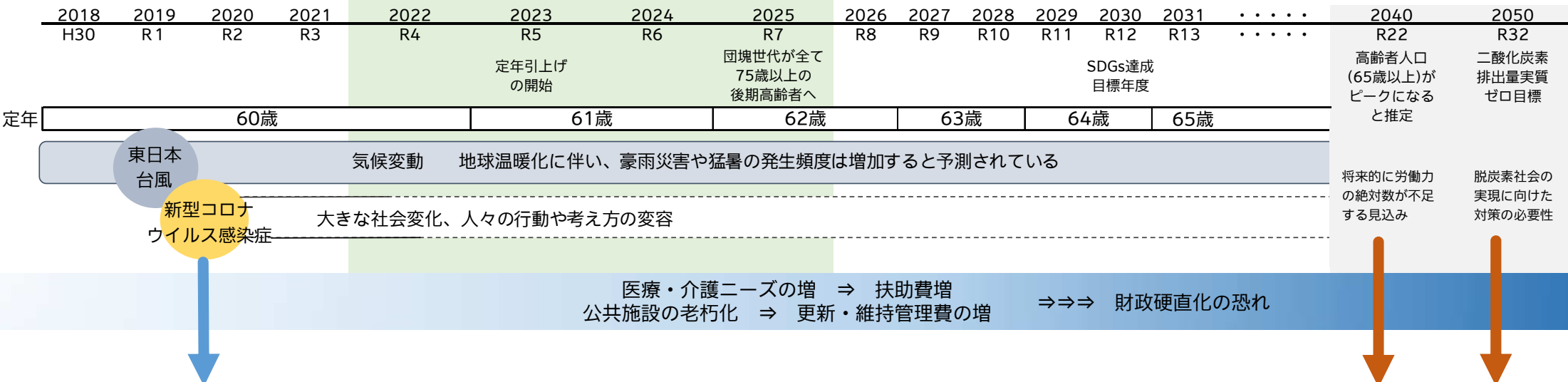
行財政改革に関わる事項として、これまで「行政手続きの簡素化」や「ICTの活用推進」「PPP/PFIの拡大」「公有資産の有効活用」などが示されてきました。新型コロナウイルス感染症拡大を受けた2020年及び2021年は、特に「デジタル化」を強力に推進する姿勢が示され、また、ポストコロナ社会を見据えた社会基盤構築のために、多様な担い手の連携を推進する「共助・共生」、将来に先送りのない安定的な「健全財政」、やりがいと生産性を共に高める「働き方」などが示されています。

郡山市行財政改革推進委員会(外部委員)の意見抜粋

大綱改訂の方向性、改訂の素案に対して提出された意見です。【2021年3月、11月】

- ◆これからポスト・コロナ、あるいはウィズ・コロナの社会を展望するとき、長期的な視点での対策分野を組み入れておくべき。
- ◆「誰一人取り残さない」という言葉が聞こえのいいキャッチフレーズに終わることがないように、郡山市の覚悟を具体性をもって発信することを課題とすべき。
- ◆着実にICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進していただきたい。
- ◆効率的、効果的な行政のデジタル化は必須ですが、それに伴い高齢者等が諸々の手続きや相談をあきらめてしまわないよう検討頂きたい。
- ◆行政サービスの基盤部分は、もっとデジタル化すべき。その上で、行政サービスの「最後の市民と接する部分」は、デジタル化だけでは解決できないのではないかと思います。デジタル化で、「取り残される人」が出てきては、SDGs理念「誰一人取り残さない」は実現できないこととなります。
- ◆これまで以上に、部署の枠組みを超えた連携も進めてもよいのではないかと思います。サービスの疎結合連携などを使いながら、低コスト・低負担を目指せると良い。
- ◆人財育成と多様な働き方の推進は、「新たな日常」の実現のために重要。人財育成のための研修等の機会が、職員一人ひとりに確保されたらさらに素晴らしい取組になる。
- ◆公共施設の維持は住民への安全のための政策なので、そのことに触れ市民に安心してもらうことも大事
- ◆今後も効率化という観点でなく、市民との協働など幅広い視点で様々な検討が模索されると思われる。また、政策決定に至る過程・考え方を含め、市の内部そして市民に対する説明も重要となってくる。
- ◆持続可能な財政基盤の確立に向けて、これから市民にさらに我慢が求められるため、郡山市の抱える課題(地域に現れる政策課題と財政の現状)を市民と共有する、という土台となる取組を取り入れていくべき。

郡山市行財政改革大綱2022推進期間



予見できない課題への迅速な対応

▶現状の課題の共有

社会変化 → 目標 変化への対応

フォアキャスト
現状を起点に目標達成を考える手法で、状況変化に応じた改善策を目指す

予見しうる課題への計画的な対応

▶目指す姿(望ましい未来)の共有

目標 ← 望ましい未来 持続可能な市行財政運営

バックキャスト
未来のあるべき姿を起点に解決策を考える手法で、明確なゴールを設定した取組を目指す

両方の思考で課題へのアプローチが必要

人口減少

気候変動

新型コロナにより顕在化した課題

人員・組織の最適化、人材確保

人口減少や定年引上げを考慮した上で、将来を見据えた定員管理の適正化を検討する必要がある。また、職務や組織の最適化の検討、良い人材確保に向けた採用強化等も必要

業務の効率化、デジタル化の推進

増加する業務量に対応し、重点業務に注力するため、業務プロセス再構築やICT・AI・RPA等利活用など、より一層の業務の効率化が必要

人財育成

限られた人員で行政サービスの提供を維持するために、職員や管理職員がそれぞれ自らマネジメントし、積極的に行動する人財への育成が必要

適正配置、健康で働きやすい職場環境

労働の生産性向上のために、職員の資質や能力を最大限に発揮できる適正配置とともに、職員の働きがいや意欲を高め、心身の健康が保持される良好な職場環境づくりも必要

組織的な連携

環境保全の対応策やまちづくりの立地適正化、災害対策等において市で横断的な連携が必要であり、さらに、市が脱炭素社会に向けて率先して対応するためには組織間の理解と協力も必要

DXの必要性

デジタル化を通じて、市民サービス、制度、組織、職員意識等の全体の変革が必要

変化への対応

社会情勢や行政課題の変化への対応が必要（平時からの整理・目標設定・情報共有、緊急時の迅速な対応・連携）

健全財政の堅持

今後の不透明な財政状況を考慮し、将来に先送りしない健全財政の堅持が必要となる。そのため、事業の必要性や有効性を精査した上での歳出の抑制を図り、また、計画的に補助事業や受益者負担の見直しの推進が必要

自主財源の確保

市税等の収納率の向上を図るとともに、実効性のある滞納対策を講じ、負担の公正性及び公平性の確保が必要
また、公有資産活用等による財源確保も継続して必要

公共施設等のマネジメント

公共施設等の老朽化が今後も進行するため、将来の人口構成に応じた質と量の最適化による持続可能な維持管理、PPP/PFIの導入可能性の検討などが必要

施設の維持管理、長寿命化

将来的な必要性を十分に考慮した施設整備はもとより、環境負荷を抑えた設備導入や長寿命化により持続的な機能確保を図り、維持コストの低減が必要

市民等との協働

人口減少と高齢化により、各分野で人材不足が深刻化する恐れがあるため、市と市民、民間事業者、NPO法人、学校、地域団体等で連携し、多様な人材の活用や地域課題解決のための取組の担い手を拡充するなど、協力し合う仕組みづくりが必要

民間活力の活用

より満足度の高いサービス提供やコストの削減を図るため、民間事業者への業務委託や指定管理者制度の導入などを推進してきており、今後も人口減少による労働力不足を視野に入れながら適切な活用が必要

自治体間の連携

広域圏内で市町村相互の連携を強化し、事業の共同化や広域化などの推進が必要

市政情報の公表

市民等との協働解決や理解を促進するため、市政情報の分かりやすい公表・情報共有が必要

多様な主体との連携

民間事業者及び各団体等との連携や広域圏自治体間の相互支援など、多様な主体との一層の連携強化が必要

目指す姿

1 行政の役割・機能を最大限に発揮し、効率的で効果的な質の高い行政サービスを提供する行政運営

2 将来に先送りのない健全な財政運営

3 多様な主体が協働し、支えあう共助・共生社会

基本理念

持続可能な未来(あす)を実現させる行財政改革

目指す姿

- 1 行政の役割・機能を最大限に発揮し、効率的で効果的な質の高い行政サービスを提供する行政運営
- 2 将来に先送りのない健全な財政運営
- 3 多様な主体が協働し、支えあう共助・共生社会

市民が安心して住み続けられるまちづくりを支え、将来に渡って持続可能な行財政経営を実現させることを目指し、基本理念・目指す姿を設定します。

なお、目指す姿から対応して設定した重点推進目標に基づき、行財政改革を推進します。

重点推進目標

- 1 機能的な行政運営の構築 [行政運営の取組]
- 2 持続可能な財政基盤の確立 [財政経営の取組]
- 3 公民協奏の推進 [市民協働の取組]

- 1 社会変化に的確に対応し、質の高い行政サービスを提供する行政運営の構築を推進
- 2 健全財政を堅持し、将来に向けた持続可能な財政基盤の確立を推進
- 3 多様な主体が協力し合う自助・共助・公助・絆に基づく公民協奏※の推進

取組の体系



取り組む上での視点

市民本位

- ▶市民に理解と協力を得るための公表、見える化、意見聴取
- ▶市民起点での行政サービスの利便性、機能設計
- ⇒ 市民の視点に立った行財政改革に取り組みます。

DX推進

- ▶デジタルを利活用した行政サービス、業務フロー等の変革
- ▶5レス※の推進
- ⇒ DX推進による行財政改革に取り組みます。

※公民協奏：市と市民、民間事業者、NPO法人、地域団体、行政機関等の多様な主体が連携・協力・協働を推進することを指す郡山市の造語

※5レス：郡山市でDXを具体的に進めるために設定した5つのレス（カウンターレス、キャッシュレス、ペーパーレス、ファイルレス、ムーブレス）

取組事項体系図 重点推進目標を具体的な取組として推進するために取組事項を設定します。



重点推進目標1 機能的な行政運営の構築

取組事項1	組織・人員の最適化	行政課題や市民ニーズを捉え、質の高い行政サービスを継続して提供するために、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、協力し合って課題解決を図ることができる機能的な行政運営の構築を推進します。
取組事項2	事務事業の見直し	限られた行政経営資源を最大限に活用して効果的かつ効率的な行政運営を行うために、事業成果や業務量の可視化による評価・分析、業務カイゼンの実施等を推進します。
取組事項3	行政サービスのデジタル化	デジタル技術を最大限に活用し、時間や場所を問わず、迅速に、正確な行政サービスの提供を推進するとともに、市民がもれなく利便性を享受できるよう環境を整備し、業務の効率化及び質の向上を推進します。
取組事項4	人財育成と働きやすい組織づくり	職員に求められる知識や能力が専門化・高度化するなか、職員を人財として組織全体で育成を推進するとともに、全ての職員が健康で生き生きと働くことができる組織づくりを推進します。

重点推進目標2 持続可能な財政基盤の確立



取組事項1	健全財政の堅持	市の行財政経営の持続可能性を高めるため、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行うとともに、補助金や受益者負担の適正化等の検討を推進します。
取組事項2	自主財源の確保・充実	将来にわたって安定した行財政運営を支えるため、市税等の収納率の向上対策に継続して取り組むとともに、様々な資産の有効活用を図り、税外収入の確保を推進します。
取組事項3	公有資産マネジメントの推進	市民ニーズの変化等を踏まえて公共サービスの持続性を確保するために、市で保有する施設やインフラ設備、その他資産の最適化に向けて計画的にマネジメントを推進します。

重点推進目標3 公民協奏の推進



取組事項1	市民協働の推進	市と市民・民間事業者・地域団体・NPO法人・学校等が協力関係を築き、意見を出し合って地域課題の解決に取り組むまちづくりを推進します。
取組事項2	民間活力の活用	有効で効率的なサービス提供の観点から民間の活力を活用し、効果的な事業手法を展開することで、これまでの行政主体による公共サービスや行政課題に対し、官民協働による取組を推進します。
取組事項3	自治体等との広域連携	持続可能な形で住民生活を支えていくために、各自治体がそれぞれの強みを活かして、事業の共同化や資源・人材の活用を図るなど、地域の枠を超えて連携し、行政経営の効率化及び行政サービス向上を推進します。
取組事項4	市政運営のパートナーシップ形成と信頼確保	行政課題や市政情報等に係る情報を共有し、市政に対する理解と協力につなげる基礎とします。また、市のコンプライアンスを高め、信頼される組織の形成を推進します。

推進目標1 機能的な行政運営の構築

取組事項1

組織・人員の最適化

行政課題や市民ニーズを捉え、質の高い行政サービスを継続して提供するために、職員一人ひとりがその能力を十分に発揮し、協力し合って課題解決を図ることができる機能的な行政運営の構築を推進します。

組織の見直し

社会情勢等の変化や市民ニーズにスピード感を持つ的確に対応できる組織体制を構築するとともに、各種施策の効果的な推進に向けた体制強化を図る組織編成に取り組みます。

また、今後の定員や定年引上げ等の推移を見据え、組織の最適化に向けた調査・検討を行います。

実施計画 行政組織の見直し

附属機関等運営の効率化・活性化

市民の市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を推進するため、附属機関等の運営の効率化及び活性化を図ります。

なお、委員選任に当たっては公募委員や女性委員の登用率の向上を図り、様々な立場の市民の声を反映できる運営に努めます。

実施計画 附属機関等の設置及び運営の適正化

適正な定員管理

行政サービスの維持・向上のため、職員（正職員・再任用職員・任期付任用職員・会計年度任用職員）の適正配置に努めるとともに、新規採用職員の前倒し採用や年度途中の人事異動などの行政課題の変化や業務量に応じた弾力的な配置、女性職員の活躍推進、定年引上げ後の職員の知識や経験等を活かす環境整備等を進め、職員が総活躍できる体制構築を推進します。

また、今後の中長期的な視点で、職員全体の定員管理の適正化を計画します。

人材確保の強化

若年層人口の減少を考慮し、組織の活性化と業務の継続性を確保するため、郡山市の魅力と市職員の仕事のやりがいを広くPRし、人材の確保に努めます。なお、職種ごとの配置や業務状況、階層や年齢構成等を的確に把握し、計画的な職員採用を行います。

実施計画 適正な定員管理の推進

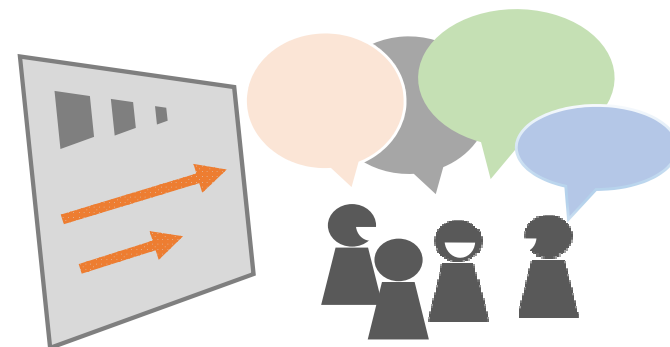
組織内の連携・協力の強化

目指す方向性の共通認識を持ち、所属内・部局内はもとより、関係部局との連携・協力を強化し、部局間連携・部局間協奏による縦割り打破で市としての課題解決を目指します。

そのため、組織内での目標及びスケジュール、進捗等の共有を図り、相互理解と円滑なコミュニケーションにより協力体制を構築し、組織力の強化に努めます。

取組例

- ▶朝礼の実施
- ▶スケジュールの共有
- ▶進捗の見える化やミーティング など



推進目標1 機能的な行政運営の構築

取組事項2

事務事業の見直し

限られた行政経営資源を最大限に活用して効果的かつ効率的な行政運営を行うために、事業成果や業務量の可視化による評価・分析、業務カイゼンの実施等を推進します。

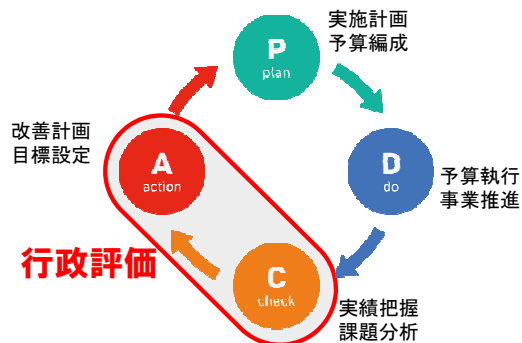
PDCAによる効果的な事業推進

社会経済情勢等の変化を的確にとらえながら、本市の実施すべき施策の重点化を図るため、事務事業の行政評価を実施し、P計画・D実施・C評価・A改善のサイクルに基づく事業活動と成果の分析を行います。

P計画では的確な目標設定を行い、D実施では事業の成果を明確に捉えて効果的に事業を実施し、C評価では事業の有効性・効率性を各種指標や決算額・人件費等により客観的に分析し、可能な限り定量的に評価します。

さらに、A改善ではスクラップアンドビルドの視点を持ち、職員自らが改善策を検討することにより、事業の重点化と市民の立場に立った成果の向上を目指します。

実施計画 行政評価制度の効果的な活用



業務量の可視化

事務事業ごとの業務量を可視化することで所属内での業務手順や実施方法等の見直しを図り、業務量の削減による働き方改革と職員のワークライフバランスの実現を推進します。さらに、各課固有業務の割合を増大させ、施策を効率的に推進します。

業務プロセスの再構築

既存の業務プロセス全体を見直し、AI・RPA等のICT利活用、業務の外部化、業務分担・配分の見直しなど、最適な手法で解決策を検討する業務プロセスの再構築（BPR：Business Process Reengineering）を推進します。なお、類似業務の庁内や自治体間の比較によるベストプラクティスの検討、定型業務の自動化に対する人材育成、所属長対象研修や庁内周知による意識改革などを通じ、最も効率的に事業目的を達成するための業務プロセスの見直しに努めます。

実施計画 業務量の可視化とBPRの推進

カイゼンの推進

事務作業の能率性向上や市民サービスの向上、業務時間又は経費の縮減に向けて、職員自らが業務の進め方や手段、実施方法などをより良くしていくためのカイゼンを継続的に実施し、職員の意識向上及び組織の活性化を推進します。

また、課題に対する気づきや実施事例の掘り起こしに努め、事例は庁内や広域圏内の市町村、外郭団体等へ共有化し、横展開を図ります。

実施計画 カイゼン運動の推進



推進目標1 機能的な行政運営の構築

取組事項3

行政サービスのデジタル化

デジタル技術を最大限に活用し、時間や場所を問わず、迅速に、正確な行政サービスの提供を推進するとともに、市民がもれなく利便性を享受できるよう環境を整備し、業務の効率化及び質の向上を推進します。

デジタル市役所の実現

デジタル化基本原則(デジタルファースト、ワンズオンリー、コネクテッド・ワンストップ※p12)に基づき行政手続きのオンライン化を推進するとともに、行政サービスを5レス(カウンターレス、キャッシュレス、ペーパーレス、ファイルレス、ムーブレス)の観点から利用者目線で見直し、行政サービスの効率化及び利便性の向上を図ります。

これまで紙ベースで行ってきた行政手続き及び事務処理をデジタルで完結させることで、簡単にいつでも、どこでも手続きできるデジタル市役所の実現を目指します。

デジタル活用への支援

デジタル化を進める中で、デジタルデバイド(デジタルを使いこなせる人とそうでない人との格差)の解消は重要な課題であるため、高齢者等の基本的な活用能力(デジタルリテラシー)の向上に向けて支援を図り、デジタルデバイドの解消に努めます。

なお、地域や対象者の実情を踏まえたデジタル活用への支援を実施するために、関係各課で連携を図って事業を展開し、誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる社会を実現を目指します。

デジタル化による業務改革

事務処理においてICT・AI・RPA・データ等を利活用することで、検索性や生産性の向上、整合性チェックによるミス予防などのデジタル化のメリットを活かした事務の処理工程へ転換を図ります。また、業務に係る事務処理の省力化や時間短縮を図るだけでなく、個々に応じた行政サービスの案内、今まで複数要していた手続きの一本化、行政側からアウトリーチ型の支援につなげるなど、デジタルを活用することによる行政サービスの質の向上を目指します。

5レス

カウンターレス	市民の方々が来庁することなく、各種行政手続きを完了できるよう、行政手続きのオンライン化を推進
キャッシュレス	市税、使用料等の収納チャンネルを多様化し、キャッシュレス社会を実現
ペーパーレス	業務効率改善やコスト削減、セキュリティ向上等のため、申請書や資料等の各種書類の電子化を推進
ファイルレス	各種紙資料等をデータ化し、機械判読性、検索性の向上等を図り、オープン化を推進
ムーブ(会議)レス	グループウェア、テレビ会議システム等を有効活用し、デジタル空間での効率的な情報共有を推進

- 実施計画
- デジタルファースト推進事業
 - オープンデータ利活用推進事業
 - ICTを活用した働き方改革推進事業
 - 行政手続きの利便性向上
 - 窓口業務のオンライン化推進事業
 - 市税電子申告の推進
 - 河川台帳の電子化
 - AIによる要介護認定業務効率化

利用者視点でのDX推進

行政サービスのデジタル利用に際しては、利用者の視点に立った簡易な分かりやすさが必要であるため、「見やすいレイアウトで迷うことなくメニューやボタンを見つけられる」「入力フォームの項目が必要最低限」など、利用者視点での使いやすい機能・デザイン(UI：ユーザーインターフェース)に努めるとともに、利用者がストレスなく利用できる(UX：ユーザーエクスペリエンス)DX推進に努めます。

- UI ユーザーがシステム等を利用する際に見る・触れる・接する部分
- UX ユーザーが使ってみた経験

推進目標1 機能的な行政運営の構築

取組事項4

人財育成と働きやすい組織づくり

職員に求められる知識や能力が専門化・高度化するなか、職員を人財として組織全体で育成を推進するとともに、全ての職員が健康で生き生きと働くことができる組織づくりを推進します。

職員の能力及び資質向上

職員としての責任と誇りを持って職務に積極的に取り組み、市民から信頼される職員を目指し、「郡山市人財育成基本方針」に基づく各種職員研修や自己啓発等により、組織全体で職員の育成を支援し、能力及び資質向上を推進します。

また、技術研修や専門的な技能継承等を行い、業務の継続性の維持するとともに質の向上を推進します。

実施計画 人材育成の推進
技術力の向上
上下水道技術の継承



人事評価の公平・適正運用

被評価者が自ら設定した目標へ主体的に取り組むことで職員の意識改革や能力向上を図るとともに、評価者である管理職員の組織マネジメント能力の向上を図るため、適正な制度運用に取り組みます。なお、人事評価のプロセスを通じて、所属目標を共有化し、組織全体の意欲向上を推進します。

また、人事評価の給与への反映について調査及び検討を行い、公平で納得性のある制度構築に取り組みます。

実施計画 人事評価制度による人材の育成

政策形成能力の強化

郡山市及び広域圏内の若手職員を対象に、新しい発想のもと知恵と工夫を活かした施策の調査研究を通し、政策形成能力の向上を図ります。

実施計画 若手職員政策形成能力の強化

働きやすい職場・働き方の改革

市が事業主として策定した「郡山市特定事業主行動計画」に基づき、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減、キャリアイメージ構築の支援等を推進し、誰もが健康で働きやすく、職員のエンゲージメント（働きがいや意欲、組織への愛着）を高めることができる職場環境の実現を図ります。

また、Web会議室システムやモバイル端末、AI・RPA等のICTを活用した働き方改革を推進します。

実施計画 多様な働き方による働きやすい職場の実現
関連計画 ICTを活用した働き方改革推進事業

健康保持の推進

職員が健康で充実した生活を送りながら、その能力を十分に発揮できるよう、健康管理の周知や精密検査の受診勧奨等を行うとともに、ストレスチェックによる高ストレス判定となった職員の早期把握やサポート等の充実を図ります。

また、職員自身のストレスへの気付きやその対処を支援できる良好な職場環境の実現を目指し、心と体の健康の保持増進を推進します。

実施計画 職員の健康保持増進

推進目標2 持続可能な財政基盤の確立

取組事項1

健全財政の堅持

市の行財政経営の持続可能性を高めるため、重点化すべき歳出と抑制すべき歳出のメリハリをつけた配分を行うとともに、補助金や受益者負担の適正化等を推進します。

歳出の抑制・合理化

歳入に見合った規模の歳出計上のため、事業費ベースから一般財源ベースでの要求額比較によるシーリングを行うなど、事業の必要性や有効性などを十分に精査を行います。また、物件費等の一層の見直しや経費の節減・合理化を図り、経常経費の抑制に努めます。

将来のトータルコスト抑制と先行投資

健康づくりや介護予防、施設照明のLED化による省エネ事業など、将来のトータルコスト抑制につながる事業に重点配分し、行財政運営の持続可能性を高めます。

また、市役所及び社会全体のDX推進への先行投資を進め、ポストコロナにおける行政サービスの向上や地域経済の持続的発展につなげます。

実施計画 経常経費の削減

多様な財源確保の検討

各所属の事業の予算化にあたっては、国・県交付金や民間団体等の支援事業等について情報収集に努めるとともに、イベントや事業等においてクラウドファンディングや企業版ふるさと納税の活用など、多様な財源確保の手段を積極的に検討します。

適正かつ効果的な補助制度

社会情勢の変化等を踏まえて補助事業の費用対効果や公費負担の明確化を図るため、「郡山市補助金等適正化基本計画」に基づき、補助事業の成果の把握や定期的な評価、公表方法などの検証や運用の整備に向けた検討を進め、適正かつ効果的な補助制度の構築を推進します。

実施計画 補助金等の適正化

公共工事の平準化

公共工事について発注時期及び工期が集中しないような年間を通じた分散化を図るため、ゼロ市債（債務負担行為）を積極的に活用し、工事施工時期の平準化を推進します。

実施計画 ゼロ市債（債務負担行為）の活用

財務諸表及びPDCAサイクル等の活用

各所属では、新公会計制度から得られる減価償却費や人件費を含めた事業にかかるフルコスト情報を適切に把握するとともに、PDCAサイクルによる事業の成果や有効性を客観的評価等を活用し、事業の必要性や妥当性を検討に努めます。

公平な受益と負担の適正化

公共施設や公共サービスにかかる経費は市税のほか、利用者が支払う使用料等で支えられています。将来にわたって安定した公共施設の運営や公共サービスの提供を可能とするため、利用者を利用しない人の負担の公平性の観点から利用者が応分の負担をするという「受益者負担の原則」のもと、適正な見直しを図る必要があります。

そのため、「公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準」に基づき、使用料の算定根拠を明確化し、使用料及び減免基準の見直しを図ります。

実施計画 受益者負担の適正化

地方財政の見える化

財政状況に対する市民の理解を深めるため、予算の概要や歳入・歳出状況、決算に基づく財政健全化判断比率、資産・負債状況などのわかりやすい公表を図ります。

推進目標2 持続可能な財政基盤の確立

取組事項2

自主財源の確保・充実

将来にわたって安定した行財政運営を支えるため、市税等の収納率の向上対策に継続して取り組むとともに、様々な資産の有効活用を図り、税外収入の確保を推進します。

市税等の収納率の向上

市行財政運営を支える市税等収入の安定的確保のため、口座振替をはじめ多様な納付方法を周知し、収納率の向上を推進します。また、未納の早期解消に努めるとともに、滞納者に対する納付計画相談や債権差押の執行などの厳正な滞納処分を講じ、負担の公正性及び公平性を確保します。

実施計画 市税の徴収率の向上対策
国民健康保険税の収納率の向上対策
保育料の徴収率の向上対策
市営住宅使用料の徴収率の向上対策

適正な債権管理

市有債権の管理の統一した手続き・基準に基づき、法的措置等による債権回収等を行うとともに、庁内の研修や情報共有化を図り、適正な債権管理を推進します。

実施計画 債権管理適正化の推進

納付方法の拡充

コンビニエンスストア納付のほか、スマートフォンアプリやクレジットカード等のキャッシュレス決済、地方税共通納税システムによる電子納税についての周知を図り、納付の利便性向上を推進します。

口座振替の加入促進

Web口座振替受付サービスの周知や口座振替の勧奨の強化を図り、利便性が高く安定した納期内納付につながる口座振替加入を推進します。

実施計画 市税等の納付方法や納付場所の拡大

下水道等への接続促進

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、下水道への接続を促進し、下水道・農業集落排水施設料の確保を推進します。

実施計画 下水道等への接続の促進

公有資産の有効活用

市の土地や建物等の資産を経営資源ととらえ、公益性・公平性・有効性・効率性を柱とした資産の有効活用のために策定した「郡山市公有資産活用ガイドライン」に基づき、経営的な視点で戦略的かつ適正に保有・処分・利活用を推進します。

税外収入の確保

未利用財産の売却や貸付のほか、自動販売機設置スペースの貸付、各種印刷物・市ウェブサイトへの広告掲載、公共施設のPRも兼ねたネーミングライツの導入、クリーンセンターの余剰電力の売電収入など、経営資源の有効活用を図り、収入確保を推進します。

実施計画 公有資産活用による税外収入の確保
クリーンセンターの売電収入確保

推進目標2 持続可能な財政基盤の確立

取組事項3

公有資産マネジメントの推進

市民ニーズの変化等を踏まえて公共サービスの持続性を確保するために、市で保有する施設やインフラ設備、その他資産の最適化に向けて計画的にマネジメントを進めます。

公共施設等のマネジメント

今後一斉に更新時期を迎える公共施設等（公共施設及びインフラ設備）について質と量の最適化を図り、安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、「郡山市公共施設等総合管理計画」に基づき、計画的に公共施設等のマネジメントを推進します。

最適化の検討

利用状況や将来的な需要の変化、周辺の公共施設や民間サービスの状況を踏まえ、施設の経年状況及び安全性の状況、複数施設の機能の複合化・集約化・多機能化、他自治体との広域連携や共同利用、民間施設・サービスの状況や今後の活用、PPP/PFI可能性などを総合的に検討します。公共施設等の総量縮減を図るとともに、トータルコストを縮減し、効果的かつ効率的に公共サービスを提供する観点から、あり方・必要性の方針を決定し、質と量の最適化を推進します。

実施計画 公共施設等マネジメントの推進
 関連計画 PFIの効果的な活用

施設保全・長寿命化の推進

公共施設やインフラ設備等の経年変化による機能低下に対し、計画的な長寿命化工事や定期的な調査、日常的点検等による予防保全型の維持管理等を進め、改修・更新に要する長期的な費用縮減を図ります。

実施計画 施設保全の推進
 橋りょう長寿命化事業
 下水道施設の長寿命化
 学校施設の長寿命化
 無効水量の抑制

利用状況の把握、稼働率の向上

公共施設や公用車等の利用状況、利用者・利用団体のニーズを的確に把握し、多目的な利活用の実施や有効活用事例の調査研究など、稼働率の向上を図り、資産の有効活用を推進します。
 また、利用状況等のデータは施設の方針決定等に活用します。

公用車管理の適正化

公用車の集中管理に加え、リース車両の導入や大型車運行業務を中心とした運轉業務の外部委託の導入により、効率的な車両管理と更新の両立を推進します。なお、調達の際には、安全性が高く、かつ環境負荷低減に配慮した自動車への転換を図ります。

実施計画 公用車の調達及び運行管理の適正化



推進目標3 公民協奏の推進

取組事項1

市民協働の推進

市と市民・民間事業者・地域団体・NPO法人・学校等が協力関係を築き、意見を出し合って地域課題の解決に取り組むまちづくりを推進します。

協働のまちづくりの推進

市民・民間事業者・地域団体・NPO法人・行政等の多様な主体がそれぞれの役割を担い、協働による公共的な課題の解決や地域における課題解決に取り組むことを目指します。

なお、協働セミナーやワークショップの実施等により、まちづくりの担い手の育成や地域社会形成の活性化を支援します。

実施計画 協働のまちづくりの推進

安全で安心なまちづくりの推進

地域の実情をデータを用いて客観的に分析し、市民をはじめとする各種団体や関係機関、行政等の協働により、けがや事故を防止するセーフコミュニティ活動を推進します。分野別対策委員会の活動によって市民の意識と行動の変化を把握し、出前講座やSNS等できめ細かな情報提供に努め、安全で安心なまちづくりを目指します。

実施計画 セーフコミュニティ活動の推進

市民参画の充実

施策の計画から実施までの様々な段階において市民に広く意見を聴き、市民のニーズや地域課題を的確に把握し、施策に反映させる市民参画を推進します。なお、市民提案制度やネットモニター、パブリックコメントなど、市政に対する提案・意見の機会の充実に努め、協働による市政の推進を図り、市民の市政への理解を深めます。

実施計画 広聴機能・市民参画機会の充実

共生社会の推進

多様な主体が、相互に補完するパートナーシップ関係を築き、自分ごととして協力し合うため、地域課題解決のための取組の活性化や担い手の拡充、連携した取組などを推進していきます。

（事例）

取組の
活性化

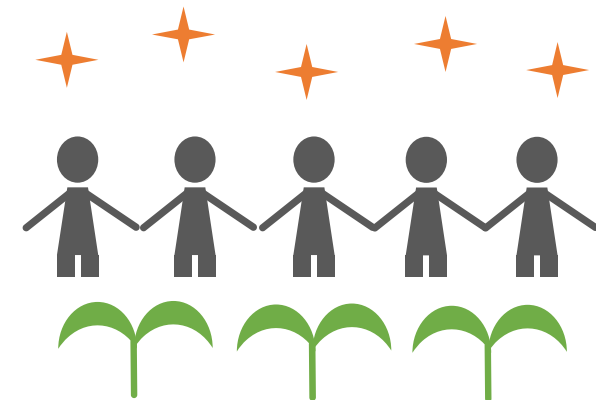
セーフコミュニティ賞 → 子どもたちの登下校見守り隊などを表彰
アイラブロード事業 → 道路美化活動を行う団体や企業の名称看板を設置

担い手
拡充

防災士養成研修講座 → 防災ボランティア活動による地域防災力の担い手
手話奉仕員養成講座、手話通訳者養成講座 → 地域社会での手話の担い手
認知症サポーター養成講座 → 認知症の人や家族を見守る担い手

取組の
連携

農福連携推進事業 → 農業者と福祉事業所のマッチングし、障がい者の農作業体験等を実施
通学路安全対策事業 → 学校・道路管理者・警察・地域団体で通学路の合同点検を実施



推進目標3 公民協奏の推進

取組事項2

民間活力の活用

有効で効率的なサービス提供の観点から民間の活力を活用し、効果的な事業手法を展開することで、これまでの行政主体による公共サービスや行政課題に対し、官民協働による取組を推進します。

多様な主体との連携・協力

市と民間事業者、大学、近隣自治体等が、各自が持つ資源やノウハウを生かして課題解決に向けて連携し、市民サービスの向上や地域全体の活力向上を図ります。また、産学金官（産業界、学術機関、金融機関、行政機関）の各分野からPPP/PFIの意見交換等を実施するなど、地域全体での課題解決に努めます。

実施計画 多様な主体との連携

効率的・効果的な業務執行

民間にも流通している専門的業務や事務量の集中する定型業務などの民間事業者への委託を推進し、効率的・効果的な業務執行を図ります。

実施計画 業務委託の効果的な活用

外郭団体の健全運営

外郭団体もつ公益性や専門性を生かした各種事業の展開を支援するとともに、透明性の高い健全な経営を推進するために、点検・評価による経営状況の把握や公表を行います。

実施計画 外郭団体の健全な運営支援

PFIの効果的な活用

公共施設等の更新にあたっては、設計・建設・維持管理・運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して効率的に実施する事業手法であるPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の効果的な活用を推進します。

PFI手法の導入手順を定型化するとともに、PPP/PFI可能性事業をリスト化し、従来手法に優先してPPP/PFI手法を検討することを規定した「郡山市PFIガイドライン」に基づき計画的に検討を行い、市民サービスの向上及びトータルコストの削減を図ります。

実施計画 PFIの効果的な活用

官民連携の創出

これまでの行政主体による公共サービスを誰が最も有効で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から「郡山市PPP（官民連携）導入指針」等に基づき、官民連携の事業や地域等との協働の取組を推進するとともに、情報発信ポータルサイト「共奏フロンティア」による情報発信に努めます。

指定管理者制度の活用

指定管理者制度を活用し、公の施設の効果的かつ効率的な管理運営を推進します。なお、制度運用にあたっては、①コスト削減、②行政サービスの質及び安心・安全の確保、③公正性・透明性の確保、④市民サービスの向上及び指定管理者が持つノウハウ・能力を最大限に発揮できる環境の確保の視点に基づき進めます。また、導入施設毎に利用者アンケートの実施や管理運営状況の評価を行い、適切な運営と市民サービスの向上に取り組めます。

実施計画 指定管理者制度の効果的な活用

官民対話（サウンディング）の推進

指定管理者制度やPFI等の官民連携手法を導入する場合には、あらかじめ民間事業者等の意見や提案を求め、市場性や公募条件、課題等を整理・検討するための官民対話を行います。

市と株式会社東邦銀行との包括連携協定に基づき2017(平成29)年度に構築した官民対話の場「こおりやまエリアプラットフォーム」や市場性を確認するためのアンケート調査、国や県主催のフォーラムの活用など、事業規模や段階に応じた官民対話を推進します。

推進目標3 公民協奏の推進

取組事項3

自治体等との広域連携

持続可能な形で住民生活を支えていくために、各自治体がそれぞれの強みを活かして、事業の共同化や資源・人材の活用を図るなど、地域の枠を超えて連携し、行政経営の効率化及び行政サービス向上を推進します。

連携中枢都市圏の推進

近隣の市町村と連携してコンパクト化及びネットワーク化を推進することにより、一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点「連携中枢都市圏」の取組を進めます。戦略的な事業展開や連携促進につなげていき、圏域全体の経済成長や住民生活の向上等を実現し、圏域市町村がお互いにそのメリットを享受することを目指します。

実施計画 連携中枢都市圏構想の推進

広域圏への横展開

他の取組事項においても、研修やカイゼン運動等を広域圏内で共同で実施しており、今後も事業成果を高めるよう広域圏内での横展開に努めていきます。

関連する取組

こおりやま広域圏チャレンジ「新発想」研究塾
こおりやま☆カイゼン運動 など



取組事項4

市政運営のパートナーシップ形成と信頼確保

行政課題や市政情報等に係る情報を共有し、市政に対する理解と協力につなげる基礎とします。また、市のコンプライアンスを高め、信頼される組織の形成を推進します。

行財政改革情報の公表

市と市民との信頼に基づく行財政運営のため、本行財政改革大綱及び実施計画をはじめ、わかりやすい情報の公表を推進し、市民に対する説明責任に努めます。

実施計画 行財政改革に関する情報公開

情報発信の充実

市民や多様な主体と市政情報を共有し、理解と協力につなげるため、広報紙、ソーシャルメディア、各メディア等を活用し、広く正しい市政情報をわかりやすく伝えるための情報発信に努めます。

実施計画 市政情報の発信

公正の確保と透明性の向上

公正で透明性の高い行財政運営を確保するため、市民からの信頼を損ねることにつながりかねない様々なリスクの管理・抑制に努めるとともに、行政手続きに関するルールを定めて市民の権利利益を保護し、高い倫理意識を持って法令を遵守し、信頼される組織を形成します。

実施計画 監査機能の充実強化
情報セキュリティ対策事業
行政手続き制度の適切な運用
リスクマネジメントの強化

参考 行財政改革関係の主な取組年表

1998(H10)年度	2003(H15)年度	2008(H20)年度	2013(H25)年度	2018(H30)年度
重点推進目標1 機能的な行政運営の構築				
<p>H11 管理職手当の引き下げ</p> <p>H13～15 特殊勤務手当の見直し</p>	<p>H15～17 各種使用申請書等への押印省略</p> <p>H16～ 行政評価による事務事業見直し</p> <p>H16～ 戸籍電算化</p> <p>H17～ 図書館の蔵書インターネット検索・予約サービス</p> <p>H16～ 一部手続きのインターネット申請・届出の開始</p> <p>H17 退職時特別昇給の廃止</p>	<p>H19～20～ 各種申請に伴う税証明等添付書類の省略</p> <p>H19+20～ 市民課の税証明発行、児童手当受付</p> <p>H18～ 公共施設案内予約システム稼働</p> <p>H18～ 図書館の蔵書インターネット検索・予約</p> <p>H18～ 地理情報システム運用開始</p> <p>H18～ 市民課窓口証明書対面交付開始、ローカウンター化</p> <p>H18 55歳昇給抑制措置導入、枠外昇給制度廃止</p> <p>H20 管理職手当の定額化</p>	<p>H25～ Wi-Fi設備開始</p> <p>H25～ テレビ会議システム導入</p> <p>H25～ 防災ポータルサイト開始</p> <p>H26～ カイゼン運動</p> <p>H26～ シンクライアントシステム導入</p> <p>H27～ 業務量調査</p> <p>H27～ 証明書等のコンビニ交付</p> <p>H28 郡山市特定事業主行動計画策定</p> <p>H29 上下水道事業統合</p>	<p>R1～ 電子決裁100%稼働</p> <p>R1～ ゼロ市債の活用</p> <p>R1～ RPA導入、RPAシナリオ化作成支援</p> <p>R1～ 保育施設入所事務RPA-AI連携システム導入</p> <p>R2～ 各種申請書等への押印省略</p> <p>R2～ 要介護認定業務AIシステム導入</p> <p>H30～ 嘱託登記のオンライン申請</p>
重点推進目標2 持続可能な財政基盤の確立				
<p>H10 使用料・手数料の見直し</p> <p>H11～14 市単独補助金の見直し</p> <p>H13 移動図書館バスの廃止</p> <p>H14 谷田川連絡所の廃止</p>	<p>H15・16 緊急市税等徴収プロジェクト</p> <p>H16 市内公立幼稚園5園の閉園</p> <p>H17 湖南小中学校開校 (小学校5校統合、中学校併設)</p> <p>H18 赤津保育所の閉園</p> <p>H18～ 公用車の一元管理</p>	<p>H19～ インターネット公売開始</p> <p>H24～ 市税等のコンビニ納付開始</p> <p>H24 浄水施設統合事業完了 豊田浄水場廃止</p>	<p>H26 郡山市公有資産活用ガイドライン策定</p> <p>H26・27～ 広報紙・市ウェブサイトの広告掲載</p> <p>H27～ 新公会計制度導入</p> <p>H27～ 電子入札制度導入</p> <p>H27～ 自動販売機の公募貸付</p> <p>H27 郡山市公共施設等総合管理計画策定</p>	<p>H30 郡山市補助金等適正化基本方針策定</p> <p>H30 西田学園(義務教育学校開校) (小学校5校、中学校1校統合)</p> <p>R1 公共施設等における公平な受益と負担のあり方に関する基準策定</p> <p>R1 郡山市債権管理条例施行</p> <p>R2～ キャッシュレス決済開始</p>
重点推進目標3 公民協奏の推進				
<p>H10～ ごみ収集業務の民間委託</p> <p>H10～ ホームヘルプサービス、訪問入浴サービスの民間委託</p> <p>H11～ 学校給食調理業務の民間委託</p>	<p>H16～ パブリックコメント制度導入</p> <p>H17～ 学校用務員業務の民間委託</p> <p>H17 財団等外郭団体の統廃合</p> <p>H18～ 指定管理者制度の導入</p>	<p>H20～21 開成山野球場大規模改修事業のデザインビルド方式による施工</p> <p>H22 郡山市協働のまちづくり推進条例施行</p> <p>H19～ インターネット議会中継開始</p>	<p>H26～ セーフコミュニティ活動</p> <p>H26～ 公募による指定管理者制度の導入</p> <p>H27～ コナビこおりやま運用開始</p> <p>H27 郡山市PPP(官民連携)導入指針策定</p> <p>H28 郡山市指定管理者制度ガイドライン策定、郡山市PFIガイドライン策定</p>	<p>H29～ 上下水道料金徴収業務の包括委託</p> <p>H30～ こおりやま広域連携中枢都市圏形成</p> <p>H30～ PPP/PFI可能性リストの公表 指定管理者制度導入計画の公表</p> <p>R1～ 指定管理者による自己評価導入</p> <p>R2～ 情報発信事業者登録制度(官民共奏マッチング)開始</p>